

澁川市立小中学校適正規模・適正配置基本方針
～未来を切り拓く子どもたちの学びのために～

令和8年2月
澁川市教育委員会

目次

第1章 序論	1
1 方針策定の趣旨	1
2 方針の概要	2
(1) 目的	2
(2) 位置づけ	2
(3) 構成	2
(4) 期間	2
第2章 本市の学校を取り巻く環境の変化と国の教育政策の動向	3
1 本市の児童生徒数の推移と将来推計	3
2 小中学校施設の老朽化	5
3 今後の教育の潮流	6
(1) 2つのコンセプト	6
(2) 5つの基本的方針	7
(3) 16の教育政策の目標	7
第3章 本市が目指す教育と学校像	9
1 「教育都市渋川」の実現	9
2 「本市が目指す学校教育」と「あるべき学校像」	9
(1) 育成すべきこどもの姿	9
(2) 本市が目指す学校教育	10
(3) あるべき学校像	10
第4章 あるべき学校の実現に向けた基本的な考え方	11
1 教育の視点	11
(1) 教育の基本的な方向性	11
(2) 本市が大切にしてきた要素と今後重要になる視点	12
2 まちづくりの視点	14
(1) 防災拠点としての位置づけ	14
(2) 地域コミュニティの中での位置づけ	14
(3) 都市計画上の位置づけ	15
(4) 教育課程外における居場所	15
3 行財政的な視点	17
(1) 市政全体との整合性	17
(2) 学校教育に対する支援	17
(3) 学校施設の維持・活用に係る財政的な制約	18

第5章 適正規模・適正配置	23
1 適正規模の考え方	23
(1) 国の基準と本市の小中学校の現状	23
(2) 学校規模によるメリット・デメリット	24
(3) 本市における小中学校の適正規模基準	26
(4) 適正規模の範囲に近づけるための対応策	29
2 適正配置の考え方	31
(1) 本市における小中学校の通学時間及び通学距離	31
(2) 安全安心な通学方法の確保	32
(3) まちづくり（地域）との整合	32
(4) 対話による納得感の醸成	32
第6章 今後の方向性	33
1 実現に向けた方策	33
2 基本計画の内容	33
3 基本計画の策定手法と想定スケジュール	34
4 渋川市学校施設の長寿命化計画	34
第7章 資料編	35
1 策定体制	35
2 策定経過	36
3 渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱	38
4 渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会名簿	40
5 渋川市立小中学校適正規模・適正配置庁内検討委員会設置要綱	41
6 渋川市立小中学校適正規模・適正配置庁内検討委員会名簿	43

第1章 序論

1 方針策定の趣旨

本市は、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会を目指し、「共生社会実現のまち 渋川市」を掲げ、まちづくりを推進しています。また、地域を担う人材を育成するため、「こどもたちが学ぶ楽しさを味わい、国際的視野に立ってたくましく生きる力を身に付けるための、魅力ある学校づくりを推進します」を基本方針として、教育行政を推進しているところです。

一方で、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、児童生徒にとってより良い学校教育の在り方も変化してきました。これに伴い、本市で育つこどもたちが将来にわたって望ましい環境で学び続けられるよう、本市が目指す教育にとってあるべき学校の姿を再考し、将来に向けた新しい学校づくりを推進することが急務となっています。

このような状況を鑑み、新たに「渋川市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定することで、本市のあるべき学校の姿を再構築し、学校の適正規模・適正配置を含む多角的視点・方策に基づいた渋川市立小中学校適正規模・適正配置の推進を図ることとします。

2 方針の概要

(1) 目的

学校をとりまく社会情勢や、目指す教育の姿を踏まえた本市のあるべき学校の姿を再構築し、こどもたちにとって望ましい教育環境の実現に向けた基本的な考え方を示すことを目的とします。

(2) 位置づけ

本市小中学校の適正規模・適正配置推進の基本的な考え方を整理したものであり、具体的な適正配置や施設整備の方策等を定める個別計画の土台として位置づけるものです。

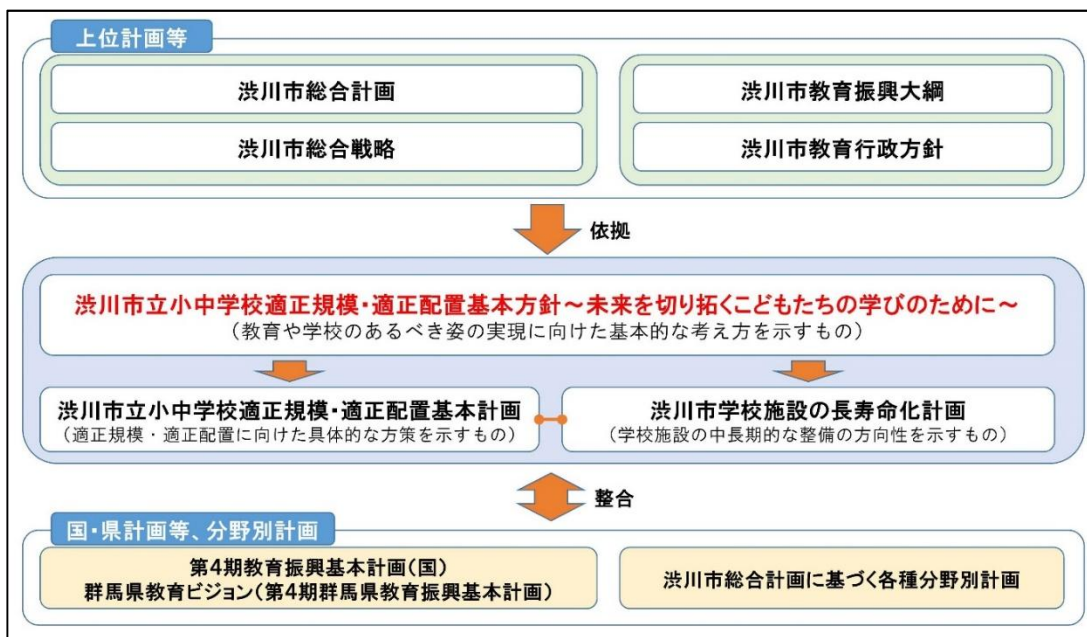


図1：渋川市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の位置づけ

(3) 構成

主に以下の要素により構成するものとします。

- ア 本市が目指す教育と学校像
- イ あるべき学校の実現に向けた基本的な考え方
- ウ 適正規模・適正配置
- エ 今後の方向性

(4) 期間

本方針の適用期間は令和8（2026）年度から令和32（2050）年度とします。なお、参酌する各種計画等（学習指導要領含む）の改訂時期を考慮し、令和10年度以降概ね5年ごとに方針の内容を精査し、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 本市の学校を取り巻く環境の変化と国の教育政策の動向

1 本市の児童生徒数の推移と将来推計

国勢調査結果によると、本市の総人口は、平成7（1995）年の91,162人をピークに減少し続けており、15歳未満の年少人口についても同様に減少が続いている状況となっています。

児童生徒数についても市町村合併直後の平成18（2006）年（小学生：4,847人、中学生：2,528人）以降減少が続いており、令和6（2024）年時点で小学生2,873人（平成18年対比59.3%）、中学生1,645人（平成18年対比65.1%）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した人口推計によると、今後も本市の人口減少が進行していくと考えられます。これに伴い児童生徒数も減少し、令和32年には小学生が1,410人（平成18年対比29.2%）、中学生が780人（平成18年対比31.0%）程度になることが見込まれることから、本市の未来のこどもたちにとってより良い教育環境を整備するため、小中学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、児童生徒数の変動に柔軟に対応することが求められています。

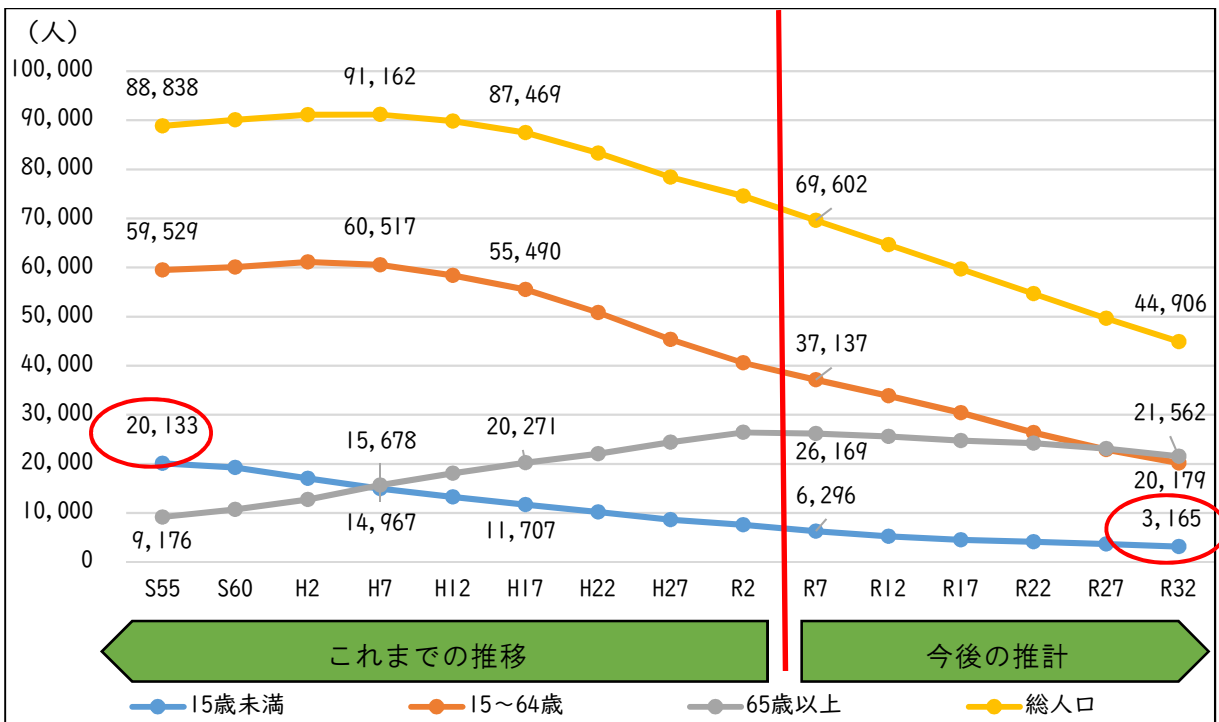


図2：渋川市の人口推移と将来推計

※H17以前の数値は市町村合併前6市町村の人口を合算したものの。

※R2以前の数値は国勢調査（総務省統計局）市町村別人口による。

※R7以降の数値は社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5（2023）年推計）」による。

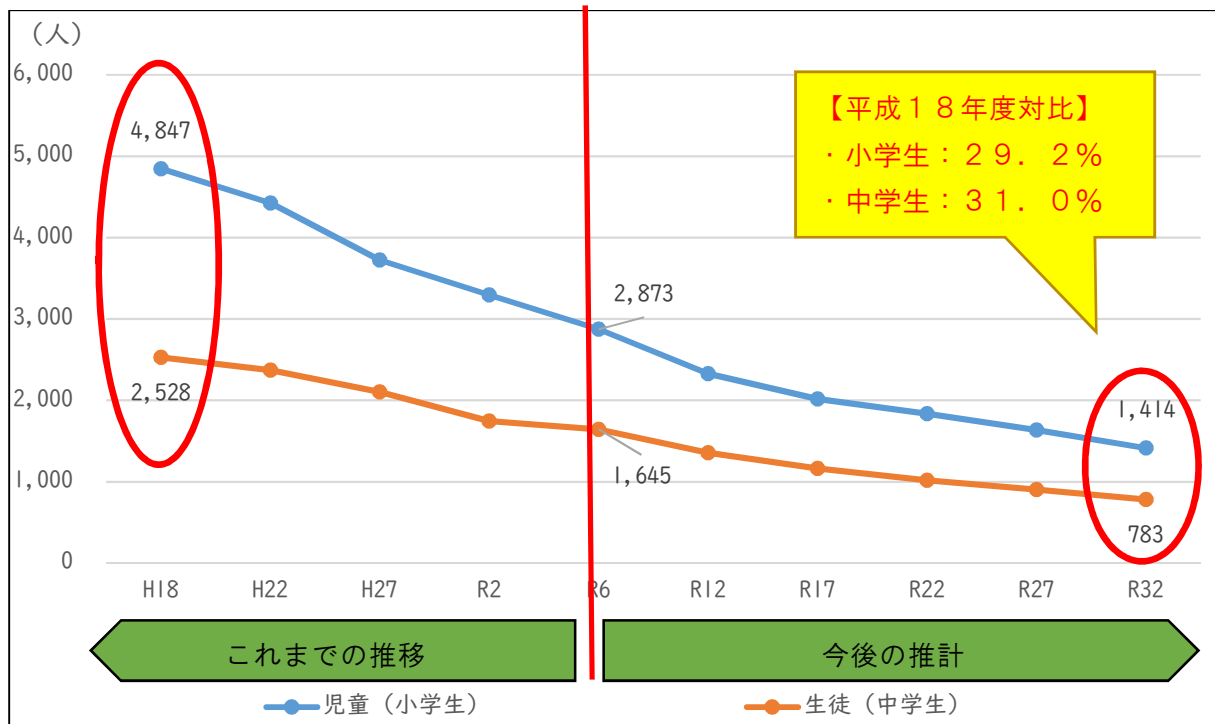


図3：渋川市立小中学校の児童数・生徒数の推移と将来推計

※ R2以前の数値は学校基本調査 市町村別集計 学校調査による。

※ R7以降の数値は社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」における年少人口推計をもとに渋川市で行った推計による。

2 小中学校施設の老朽化

本市の学校施設は、主に昭和40～50年代を中心に建設されており、市の全公共施設面積の40%以上の面積を有していますが、児童生徒数の減少に伴い、施設の利用需要に変化が生じています。また、これらの施設の多くは建設から長期間が経過しており、施設の老朽化が著しく、大きな課題となっています。

学校施設の老朽化に伴い、今後、修繕や改築・長寿命化改修等に多額の費用が必要になると見込まれることから、学校の施設整備等に係る費用を適正な水準に抑えながら、計画的に教育環境の整備を進めていく必要があります。

表1：渋川市立小中学校の施設概要

番号	名称	構造	建築年 (西暦)	建築年 (和暦)	築後年数	地区	延床面積
1	渋川北小学校	RC	1964	S39	築61年	渋川	7,990㎡
2	渋川南小学校	RC	2001	H13	築24年	渋川	5,917㎡
3	金島小学校	RC	1983	S58	築42年	渋川	6,421㎡
4	古巻小学校	RC	1988	S63	築37年	渋川	7,475㎡
5	豊秋小学校	RC	1982	S57	築43年	渋川	6,539㎡
6	渋川西小学校	RC	1976	S51	築49年	渋川	5,294㎡
7	伊香保小学校	RC	1975	S50	築50年	伊香保	4,231㎡
8	小野上小学校	RC	1986	S61	築39年	小野上	3,088㎡
9	中郷小学校	RC	1981	S56	築44年	子持	4,964㎡
10	長尾小学校	RC	1977	S52	築48年	子持	6,578㎡
11	三原田小学校	RC	1978	S53	築47年	赤城	4,595㎡
12	津久田小学校	RC	1973	S48	築52年	赤城	3,536㎡
13	橘小学校	RC	1980	S55	築45年	北橘	5,751㎡
14	橘北小学校	RC	1978	S53	築47年	北橘	3,757㎡
15	渋川中学校	RC	1970	S45	築55年	渋川	7,355㎡
16	渋川北中学校	RC	1961	S36	築64年	渋川	7,249㎡
17	金島中学校	RC	1965	S40	築60年	渋川	5,285㎡
18	古巻中学校	RC	1985	S60	築40年	渋川	6,093㎡
19	伊香保中学校	RC	1973	S48	築52年	伊香保	3,962㎡
20	子持中学校	RC	1971	S46	築54年	子持	7,708㎡
21	赤城南中学校	RC	1983	S58	築42年	赤城	5,671㎡
22	赤城北中学校	RC	1982	S57	築43年	赤城	4,747㎡
23	北橘中学校	RC	1977	S52	築48年	北橘	8,727㎡

※RC・・・鉄筋コンクリート (Reinforced Concrete) の略。

※築後年数は令和7(2025)年時点のもの。

※建築年・築後年数は敷地内施設のうち主要な校舎のものを記載。

3 今後の教育の潮流

令和5年6月に閣議決定された国の教育振興基本計画においては、教育基本法に示される理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すという、これからの時代においても変わることはない、教育の「不易」とともに、新たな社会や時代に対応するための「流行」が示されています。

社会の不確実性（VUCA）に対応するしなやかな強さの必要性、DXの更なる進展、人口減少問題への適応など、2040年以降の社会を見据えた視点が盛り込まれており、これらの要素は今後の教育における「流行」になると考えられ、本市においても、このような国の動向を踏まえつつ、これまで実施してきた「本市ならではの特色ある教育」を更に充実させていくことが求められています。

(1) 2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

※第4期教育振興基本計画リーフレットより抜粋

◆持続可能な社会の創り手の育成

- ・ グローバル化や環境問題、少子高齢化などの社会課題や不安定な国際情勢の中で、一人ひとりのウェルビーイングを実現するためには、社会の持続的な発展が必要であるとされています。経済発展と社会課題の解決を両立する未来社会（Society 5.0）において、持続可能な社会を実現していくため「人」の力は必要不可欠であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していくことが求められています。
- ・ Society 5.0においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質、能力を備えた人材が期待されています。

◆日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ・ ウェルビーイングは、「心身ともに満たされた状態」を表すことが多い概念であり、日本社会に根差したウェルビーイングの構成要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己

肯定感」、「自己実現（達成感など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」等が挙げられます。

- ・教育を通じて、一人ひとりのウェルビーイングを実現していくことが重要であり、その実現のためには、自らを向上させようとする意志（エージェンシー）と、それを実行するための能力（コンピテンシー）を伸ばしていくことが必要とされています。特に、エージェンシーを発揮していくためには、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力の伸長も必要な要素とされています。

（２） ５つの基本的方針



※第４期教育振興基本計画リーフレットより抜粋

（３） １６の教育政策の目標


目標 1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
目標 2	豊かな心の育成
目標 3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
目標 4	グローバル社会における人材育成
目標 5	イノベーションを担う人材育成
目標 6	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
目標 7	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
目標 8	生涯学び、活躍できる環境整備
目標 9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
目標 10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
目標 11	教育DXの推進・デジタル人材の育成
目標 12	指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
目標 13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
目標 14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働
目標 15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
目標 16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

【参考】ウェルビーイングとは

ウェルビーイングとは

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

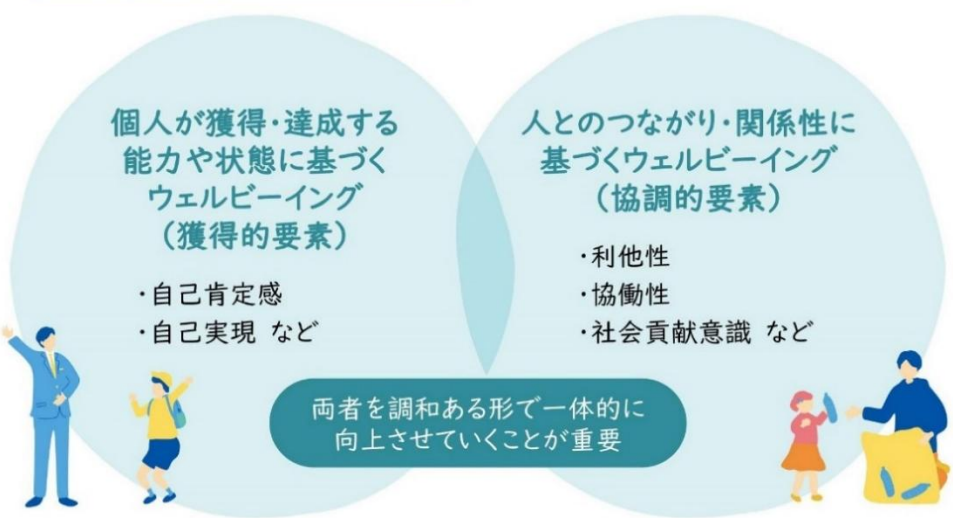
- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。





個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に基づくウェルビーイング（協調的要素）

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

両者を調和ある形で一体的に向上させていくことが重要



※第4期教育振興基本計画リーフレットより抜粋

【参考】非認知能力とは

従来の教育で重視されてきた、試験等で測定される「勉強（学力）」に対し、それらで測れない意欲、意志、自覚し見渡す力、人と協力する力などの社会的能力が「非認知能力」とされています。OECD（経済協力開発機構）の「Skills for Social Progress: The Power of Social and Emotional Skills」（OECD, 2015）によれば、非認知能力は「目標の達成」「他者との協働」「感情の管理」という3つの要素により構成されると言われており、幼児期、学童期、思春期の発達を経て大人に近づいていきます。従前から学習指導要領等に記載されている「生きる力」と密接な関係があり、今後、更に変化の激しさを増す社会を生きることもたちにとって、身に着けるべき重要な能力であると考えられます。

第3章 本市が目指す教育と学校像

1 「教育都市渋川」の実現

本市は「誰一人取り残さない」を理念とした国際目標であるSDGsを踏まえ、こどもから大人まで全ての世代の学びを生涯にわたり保証し、総合的に教育水準を高めていきます。

一人ひとりが学ぶ楽しさや喜びを味わうことで、より主体的に学び続けることができ、人と関わりながら学びを分かち合うことによって、より深く学ぶことができます。本市が目指す共生社会実現のまちづくりのためにも「学び合い、励まし合い、ともに生きる」を基本理念として、「教育都市渋川」への歩みを進めます。

2 「本市が目指す学校教育」と「あるべき学校像」

(1) 育成すべきこどもの姿

「確かな学力」、「豊かなこころ」、「すこやかな体」が調和し、一人ひとりが学ぶ楽しさや喜びを味わいながら、国際的な視野を持って多様な人々が共に寄り添う社会の形成を目指し、たくましく生きる力を持ったこどもの育成に努めます。併せて、どのような時代にあっても普遍的な、ふるさと渋川を愛し、互いを尊重し、思いやりの心を持った、情操豊かなこどもたちの育成を目指します。

また、変化の激しい今後の地域社会の担い手として社会にはばたき、幸福な人生を歩むことができるよう、こどもたちが様々な社会課題を自分事として捉え、自ら考え行動し、周りとの協働によって解決していくような意志（エージェンシー）と能力（コンピテンシー）の養成を図ります。

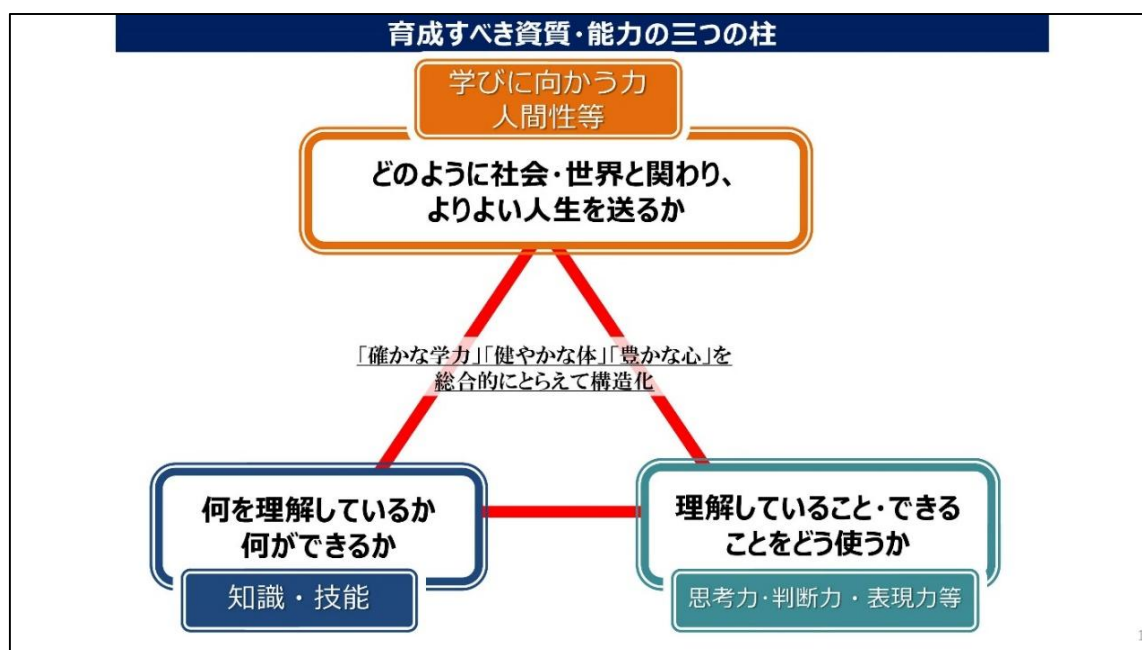


図4：H29・30・31年改訂学習指導要領「育成すべき資質・能力の三つの柱」

(2) 本市が目指す学校教育

本市では、主体的・対話的で深い学びに向けた、個別最適な学びと協働的学びの一体的充実による「確かな学力」、多様な人とのかかわりや体験活動を通じた「豊かなこころ」、体を動かす楽しさや心地よさを味わえる授業の実施などによる「すこやかな体」という3要素の調和を念頭に、「学ぶ楽しさや喜びの実感」「A L Tの活躍による英語教育や国際理解」「スタディアシスタントの配置等、本市独自の支援体制の充実による誰一人取り残さない教育」「公用バスの活用による充実した各種体験学習」など、本市の強みや特長をいかした様々な教育を実施してきました。これらの教育が目指すものは、本市が将来にわたって変わらず大切にすべきもので、本市における教育の「不易」であると考えます。

そして、今後は持続可能な地域社会の担い手として求められているエージェンシーやコンピテンシーなど、新たな要素としての「流行」を取り入れながら、これまで実施してきた「渋川市ならではの特色ある学校教育」をさらに発展・充実させ、こどもたちが幸せのうちに成長し、持続可能な社会の創り手として幸福な人生を送れる力を育てていくことを、本市が目指す学校教育とします。

(3) あるべき学校像

本市の学校は、こども、保護者、教職員、地域にとって最も身近な場所の1つであり、こどもを中心とした関係者全員のウェルビーイングを実現できる場であることが望ましいと考えます。このため、それぞれの期待（行きたい、居たい、通わせたい、働きたい、誇りに感じたい等）に応え、みんなが安全・安心で充実した時間を過ごすことができる、物理的・心理的居場所としての、「明日も明後日も行きたくなる学校」であることが重要となります。

同時に、今後の学校は、本市が目指す学校教育を実現する場として、様々な教育活動を実施すると同時に、学校・家庭・地域が一体となって協働する、様々な活動・学びの拠点としての役割が求められます。

したがって、学校教育の視点だけではなく、こども・家庭・地域など、様々な協働主体同士の丁寧な対話により、それぞれの地域に根差した形での「学校の在り方」を検討していくことが必要となります。

◆中学生ワークショップ（しぶかわキッズオピニオン）での意見等

○明日も明後日も行きたくなる学校とは・・・

- ・主体性を発揮できたり、自己表現ができたりすること
- ・友人、先輩後輩、教師をはじめとする大人との信頼関係があること
- ・多様な価値観を認め合える雰囲気があること 等

○居場所に求めるものは・・・

- ・信頼できる人間関係があること
- ・安心して自己開示できること 等

第4章 あるべき学校の実現に向けた基本的な考え方

1 教育の視点

学校に期待される役割は多種多様ですが、義務教育段階である小中学校の性格を考慮すれば、持続可能な社会の担い手を育成していくため、時代の要求に即した質の高い教育を行うことは、最も重要な役割の一つであると考えられます。小中学校の適正規模・適正配置の検討においても、検討結果が本市にとってのあるべき教育の実現をもたらすような内容でなければなりません。

そこで、第3章で示した学校教育の姿と学校像の実現を目指し、適正規模・適正配置を検討していくこととします。

(1) 教育の基本的な方向性

学校で行われる教育活動の内容は、基本的にその時代の要請に基づき定められた学習指導要領を基本とした上で、市や学校の創意工夫のもと決定されています。そして、社会の変化に伴い様々な理論や事例が発見され、教育の内容は日々進化しています。

渋川市立小中学校で行われる義務教育段階の教育については、基本的には公教育である以上、国・県・市が定める各種要領や指針、計画等と整合を図り、それらに基づき実施していくべきものです。特に、市が定める教育振興大綱やそれに基づく教育行政方針は、市長部局とも連携しながら策定された教育の方向性を定めるものであり、今後も引き続きこれらを基本とした教育を推進していくこととします。

表2：参考にする各種計画等の例

番号	策定主体	名称
1	文部科学省	学習指導要領
2	文部科学省	教育振興基本計画
3	群馬県	群馬県教育振興基本計画
4	渋川市	渋川市教育振興大綱
5	渋川市	渋川市教育行政方針

(2) 本市が大切にしてきた要素と今後重要になる視点

本市においては、国や県の示す方向性と整合を図りながらも、第3章2(2)において記載したような、本市の強みをいかした教育活動を引き続き推進し、特色ある「渋川市ならではの学校教育」を更に充実させていくことが重要であると考えます。

更に、日々変化する教育現場においては、今後重要性が高まっていくと考えられる視点を取り入れていく必要があります。第3章で示す「流行」などに加え、「ふるさとを愛する心」や「コミュニケーション力」「非認知能力」などの視点もふまえながら、本市のあるべき学校教育の実現を図ります。

また、その際には学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域の連携・協働が不可欠となります。地域ごとの特色・文化を活かし、様々な人との協働的な学びを推進するため、コミュニティ・スクールの一層の推進を図ります。

◆「家族を大切にし、ふるさと渋川を愛する心の育成」について

- ・ふるさと渋川における「ふるさと」とは、「渋川市全域」を指すものと考えます。教育振興大綱に示す基本方針の最初に記載される文言であり、一般に「地域への誇りと愛着」や「郷土愛」の醸成を趣旨とした項目となっています。
- ・小中学校における教育は「地域に残って地域のために活躍する人材を育成すること」が、必ずしも主たる目的となっている訳ではありませんが、渋川に残る（戻る）か渋川を離れるかを問わず、児童生徒がそれぞれの心にふるさと渋川を抱きながら自身を確立していくことが、将来の渋川を担う人材の育成につながることを考えます。
- ・このような心の育成については、地域との様々な交流を通じて醸成されることはもちろん、児童生徒自身が自らの手で何かを成し遂げた、という経験をする 것도重要と考えられます。地域と一体となって様々な経験をしながら成長していくことが重要となることから、コミュニティ・スクールの推進が求められます。
- ・コミュニティ・スクールの推進には、学校・保護者（PTA）、地域の連携・協働が重要となりますが、一方で、現役世代など、仕事を持っている人が負担感を感じるようなことも考えられることから、推進に際しては、学校・保護者・地域がそれぞれ負担感なく継続していけるような視点が求められます。

◆コミュニケーション能力をはじめとした非認知能力の養成について

- ・変化が激しく、正解がないと言われる現代社会において、児童生徒一人ひとりが学びを通じ、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として成長するに当たっては、多様な人々との協働が必要不可欠となります。そして、他者との協働においては、人対人のコミュニケーション能力などの社会性が重要とされています。

- ・コミュニケーション能力は様々な立場、属性、価値観の人との交流等により育まれるものであり、多様性に富んだ集団において対話的・協働的な学習を行うことに加え、地域の様々な大人との接点を持つことも重要です。このため、多様な個性のある仲間との学校生活や、地域行事への参加等、地域との協働による学びの機会が果たす役割は大きいと考えられます。
- ・他者との関係を構築し、社会と繋がっている意識は、児童生徒のウェルビーイング実現にとっても、重要であるとされています。このため、今後様々なコミュニティや場に参加することも子どもたちにとって、「協働力」の重要性が更に高まっていくと考えられます。

◆児童生徒が明日も明後日も行きたくなる学校について

- ・学校が児童生徒にとっての居場所であるためには、子どもたち一人ひとりの主体性の尊重が重要です。他の誰でもなく、子ども本人が「居たい、行きたい、やってみたい」と思えるような学校であり、授業であり、生活が行える場所である必要があります。
- ・中学生を対象に実施したワークショップでは、明日も明後日も行きたくなる学校の要素として、他の人の意見を気にせず自分の意見を言えたり、信頼したり尊敬できる友人、先輩後輩、教師をはじめとする大人がいたり、変化が豊富で楽しさを感じられる、安心して自己開示できるような心理的安全性のあることなどがあげられました。主体性や信頼できる人間関係の構築などが共通の要素として確認できます。
- ・このような要素を大切に学校や授業の在り方を考えていくことが必要となりますが、加えて、「一人ひとり感じ方は違う」という観点も重要となります。このため、児童生徒一人ひとりが思う「居場所」の実現に向けて、多様性への配慮を検討していくことが求められます。

○ふるさと渋川を愛する心の育成、コミュニケーション能力育成のどちらにおいても、地域社会やそこに住む人に期待される役割は大きくなっていきます。このため、地域と学校が協働していく仕組み（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動）の重要性は高まっていくと考えられます。

2 まちづくりの視点

(1) 防災拠点としての位置づけ

本市の小中学校は、23校全てが指定避難所に指定されています。災害時における本市の想定避難者数から見ると、現在の本市の指定避難所全体としては、十分な収容可能人数が確保されていますが、適正配置に伴う再編統合が校舎等の解体を伴う場合は、災害時の対応に影響が出ることも考えられます。

小中学校の適正配置を検討するに当たっては、災害時に十分対応できる防災機能を確保することを念頭に、防災担当部局と調整の上、推進することとします。

○適正規模の推進によって防災機能に支障を来さないよう、防災担当部局との連携を密に図りながら検討を進めます。

○土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域に位置する学校については、災害時に危険が生じる可能性があることから、原則として適正配置に伴う統合先に設定することや、同位置での改築は行わないこととします。

(2) 地域コミュニティの中での位置づけ

本市の小中学校は、市内各地域の様々な活動の拠点施設としての役割に加え、子どもや学校との協働によって地域文化の継承を図るなど、地域の各種コミュニティにとってハード・ソフトの両面で重要な役割を担うもので、かつ地域の象徴的な存在でもあります。地域コミュニティの学校運営協議会への参画などを通じて、それぞれの地域力を高めていく取組を推進している状況などもあり、地域の力と学校の力を合わせて学校運営・地域活性化を進めていくことは、地域における教育力向上と地域の持続可能性向上の両面において今後重要性が高まっていくと考えられます。

様々な地域コミュニティの中で最も基礎的なものの一つが自治会です。自治会の区域や組織については、歴史的な経過や地理的な要因などにより現在の形となっており、それぞれの地域の中での住みよいまちづくりの推進などを目指して運営されています。

小中学校の適正配置を検討するに当たっては、自治会の区域や組織に十分配慮しながら、その他関係団体等との調整の上、地域のコミュニティ機能等の維持を念頭に置きながら、推進していくこととします。

○適正配置の検討に際しては、様々な可能性を排除せず、既存の枠にとらわれない自由な発想での検討を想定していますが、現在の自治会の区域をできる限り尊重し、原則として1つの単位自治会が複数の学校区に分割されるような形の配置は検討しないこととします。

※単位自治会とは、それぞれの地域ごとに組織された自治会（○○自治会）を指します。

(3) 都市計画上の位置づけ

本市の市街地では、住宅系、商業系及び工業系などの種別ごとに都市計画法に基づく用途地域が指定されていて、種別ごとに建築物の建築が制限されています。例えば、工業地域及び工業専用地域では学校の建築ができないこと、住宅系用途地域では義務教育施設を定めること等の基準があり、学校の配置を検討する際には、これらの制度を遵守する必要があります。

本市が策定したまちづくりの計画には、「渋川市都市計画マスタープラン」や「渋川市立地適正化計画」があります。これらの計画には小中学校の配置や誘導に関する記載はありませんが、教育施設は緩やかな居住誘導機能や地域コミュニティの拠点機能などを有しており、一般にまちづくりと関連した都市施設とされていることから、今後の社会経済情勢の動向と本市のまちづくりの方向性等を踏まえ、学校再編を通じた都市機能の集積及び学校施設の複合化などを検討していく必要があります。なお、小中学校を都市計画学校として位置づけることで、都市の重要な施設として適切に整備、維持管理していく手法も考えられます。

小中学校の適正配置を検討するに当たっては、まちづくりに係る各種計画と整合を図りながら一体的に推進していくこととします。

○立地適正化計画においては、目指すべき都市構造として拠点の設定、居住・都市機能誘導区域の設定、基幹的公共交通軸の設定を行っています。適正配置検討の際にはこれらの要素を十分に勘案することとします。

(4) 教育課程外における居場所

本市においては、終業後のこどもにとっての物理的な居場所としての機能を公民館が担っている場合が多くあります。学校の適正配置の検討の際には新しい学校に公民館機能を持たせるような手法（複合施設化）も考えられます。

居場所での様々な活動が可能なスペースについて、既存の学校施設にそのようなスペースが無い場合は、施設改修等を要する可能性があります。なお、改築等を実施する場合は、あらかじめこのような機能を持たせることを前提に設計を行うことが考えられます。

また、こどもの居場所を地域の力によって作り出すことも考えられます。その際は、学校の中に地域の人との共用スペースを設置する等の方法がありますが、このような場を設定した場合、学校は地域に住む人にとっての居場所の1つになる可能性があります。高齢者をはじめとした市民にとって、自身の生きがいにつながるような関わりを持てるような居場所として、学校がどうあるべきかについても検討の必要があると考えられます。

○児童（小学生）の放課後の居場所においては、放課後児童クラブ（学童保育所）が担う役割は大きいものとなっており、社会や家庭の構造の変化に伴い、今後更に重要性が高まっていくことが予想されます。したがって、適正配置検討の際には、放課後児童クラブの運営団体や市の所管部局と連携しながら推進していく必要があります。

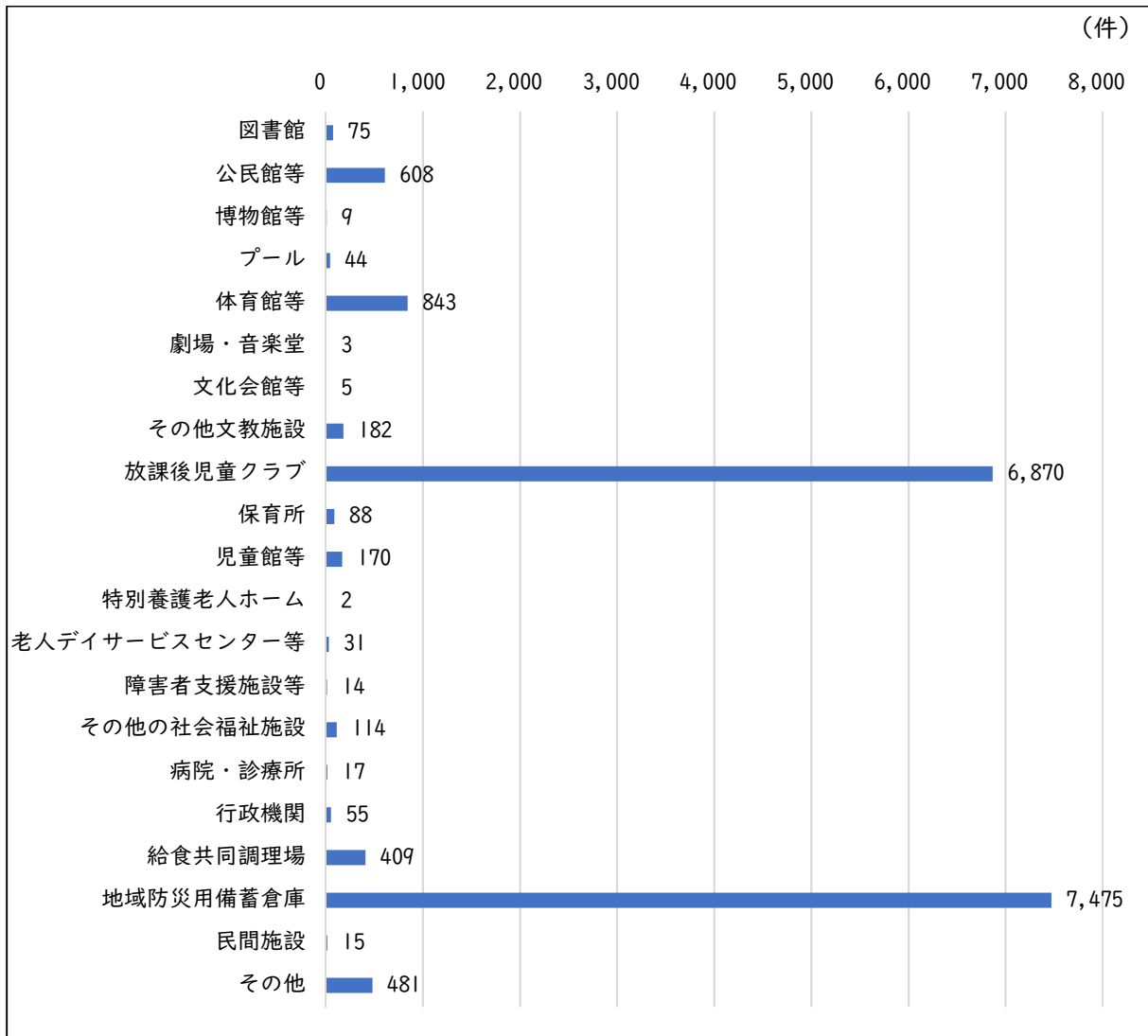


図5：学校施設と複合化した公共施設等の種類別件数（令和4年度）

※文部科学省「公立小中学校等にかかる複合化の実施状況調査結果（令和4年9月1日時点）の数値を参照し、事務局作成

※数値は、公立小中学校（分校含む）、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）の合算

3 行財政的な視点

(1) 市政全体との整合性

小中学校の在り方の検討は、適切な教育環境の整備による市の目指す教育の実現を最大の目的として実施するものですが、一方で、一般的には学校施設は各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災・保育・地域の交流の場等、様々な機能を併せ持つとされています。また、国の第4期教育振興基本計画においても示されているとおり、教育の目標として「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられました。これは、未来の社会の担い手育成を図る営みであり、まちづくりとの関連性も極めて高いと考えられます。

このため、小中学校の適正規模・適正配置の検討に際しては、市の推進するまちづくり全体の方向性や、分野ごとの施策や事業等を定めた市の分野別計画の内容と整合を図り、市のまちづくり全体の視点も踏まえながら検討していくこととします。

表3：適正規模・適正配置と関連の高い市の計画の例（教育関係以外のもの）

項目	計画名
市政全体の見通しや方向性について	渋川市総合計画
	渋川市総合戦略
防災に関すること	渋川市地域防災計画
児童生徒の居場所に関すること	渋川市こども計画
都市機能や構造に関すること	渋川市都市計画マスタープラン
	渋川市立地適正化計画
公共交通の方向性に関すること	渋川市地域公共交通計画
高齢者の生きがい創出等について	渋川市高齢者福祉計画
公共施設の総合的な管理方針について	渋川市公共施設等総合管理計画

(2) 学校教育に対する支援

本市の目指すあるべき学校を実現し、持続可能なものとしていくためには、学校のハード面の整備に加え、教職員が働きやすく、スキルアップが図れる環境づくりなど、ソフト面での整備が求められています。こどもたちや地域関係者、保護者だけではなく、教職員のウェルビーイングも実現することができるよう、施設面での環境整備とともに、教職員が活躍できる体制整備など「教職員が教育に向き合える」環境整備を図ります。

具体的には、教職員配当基準を考慮し、十分な県費教職員の配置が受けられる適正規模化を推進することや、教育支援員・ウォームアップティーチャー・スタディアシスタントなどのサポート教員等の活用を行うことが考えられます。

(3) 学校施設の維持・活用に係る財政的な制約

第2章に記載したとおり、本市の小中学校は昭和40年代から50年代に建築した校舎を中心として、施設の老朽化が大きな課題となっています。

鉄筋コンクリート造建築物については、法定耐用年数が60年とされていますが、令和6年度時点で4校が築60年を超過しており、今後26年間（令和32年まで）で22校が築60年を超過することとなります。市内の全ての学校施設について、改築・長寿命化改修等を実施した場合、施設整備費用として約1,040億円（令和6年度渋川市一般会計決算額の2.68倍）が必要となり、将来的な市の財政への影響が非常に大きいものと考えられます。また、現状の老朽化状況を鑑みると、児童生徒の安全性確保や十分な教育効果の担保のためには、改築等を行わない場合でも計画的な修繕の実施が必要であり、維持補修に多額の費用が必要となります。

さらに、こどもに求められる資質・能力の変化に伴う教育内容の変化により、教育に係る設備や環境の整備が必要となってきます。特に、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末や他者との協働的な学習などによる教育活動の変化は、それらを実現するためのデジタル環境やスペース等を充実させる必要があり、それに伴い今後更なる整備費の増加も見込まれます。

加えて、学校の運営に際しては一定のランニングコストが必要であり、本市においては小学校で9,100万円/校、中学校で6,900万円/校程度のコストが年間で生じています。ランニングコストの多くは学校の維持管理に要する費用で、安全安心な教育環境の維持のために重要なものですが、教育活動には直接的な影響を及ぼさない部分も多く含まれると考えられます。限られた財源の中でより効果的な教育を実施していくためには、教育活動の充実や教育条件整備など、こどもに対し直接的な影響を及ぼす事業等に教育費を再配分していくことも求められています。

施設等の整備については、市の目指す学校教育を実現する上で重要となってきますが、一方で、施設を含めた教育環境の整備には多額の費用が必要となってきます。今後も少子高齢化が進行し、様々な地域課題に対応していくことが求められていくことを勘案すると、現在運営されている全ての学校について完全な形での整備を実施していくことは、現実的には困難であると考えます。

○全ての機能を保ちながら既存の学校施設を将来にわたって維持していくことは困難であり、将来世代への負担軽減の観点からも、再編統合を含めた適正配置の推進により、持続可能な学校運営を行う必要があります。また、再編統合に伴う施設整備においても、新築・改築ありきではなく、長寿命化改修を図る等、コストを抑制した効率的な整備が求められます。併せて、こどもに対して最大限の教育投資ができるような政策を推進する必要があります。

表4：学校の管理運営費一覧

管理運営関連	教育総務費	・学校運営全般に係る経費 ⇒通学バス、支援バスの運行、負担金等諸経費 等
施設整備関連	学校管理費	・各学校施設の維持管理に係る経費 ⇒改修や修繕、光熱費 等
教育指導関連	教育指導費	・教育活動に係る経費（小・中学校全体） ⇒ICT環境の整備、英語教育の充実、教材備品の購入 等
	学務費	・教育活動に係る経費（小・中学校ごと） ⇒学習補助員の配置、学用品費の支援 等
学校給食関連	給食管理費	・学校給食の提供に係る費用 ⇒食材の購入や調理場の運営委託 等
放課後児童クラブ	子育て支援費	・子育て支援に係る経費 ⇒放課後児童クラブの運営業務委託 等

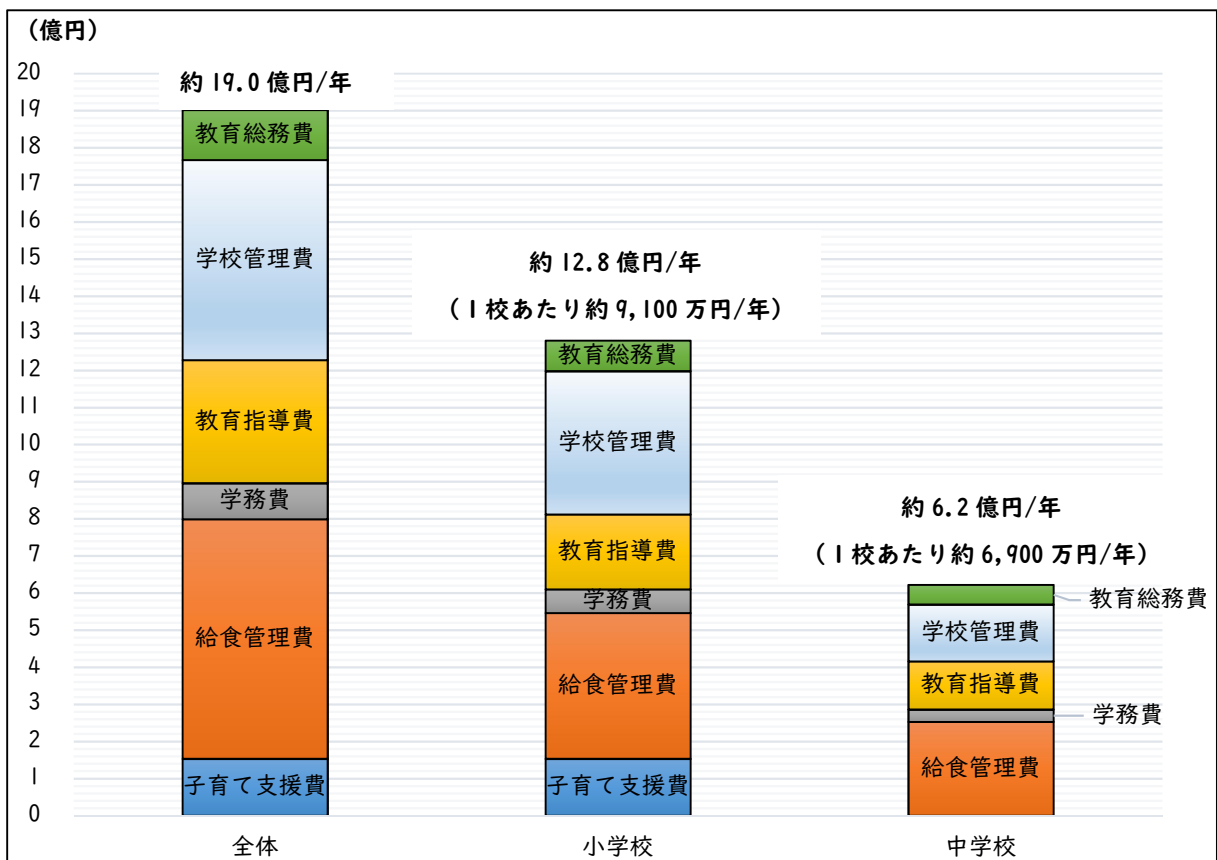


図6：学校の管理運営費の状況

※金額は令和4年度決算ベース。

※県費の教職員人件費は除く。

表5：学校施設1校当たりの改築・改修等に係る経費

		施設区分		備考
		校舎	体育館	
工事区分	新築	53.3億	8.3億	解体含む
	改築	36.7億	8.3億	解体含む
	長寿命化改修	22.0億	5.0億	改築の60%
	大規模改修	11.0億	2.5億	改築の30%
	解体	3.3億	1.0億	廃校後施設のみ

※渋川市教育委員会学校再編推進室にて試算。

※新築は用地買収費を含む（屋内運動場（体育館）の用地買収費は校舎に含む）。

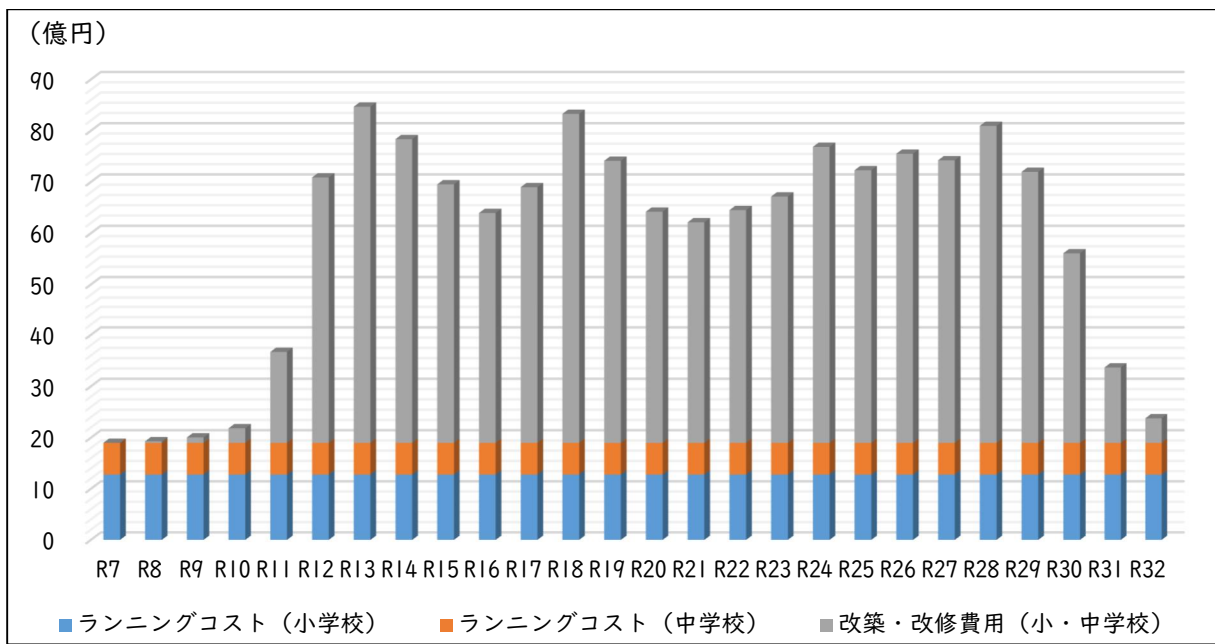


図7：現在の学校数を維持した場合に想定される小中学校維持管理コスト推計

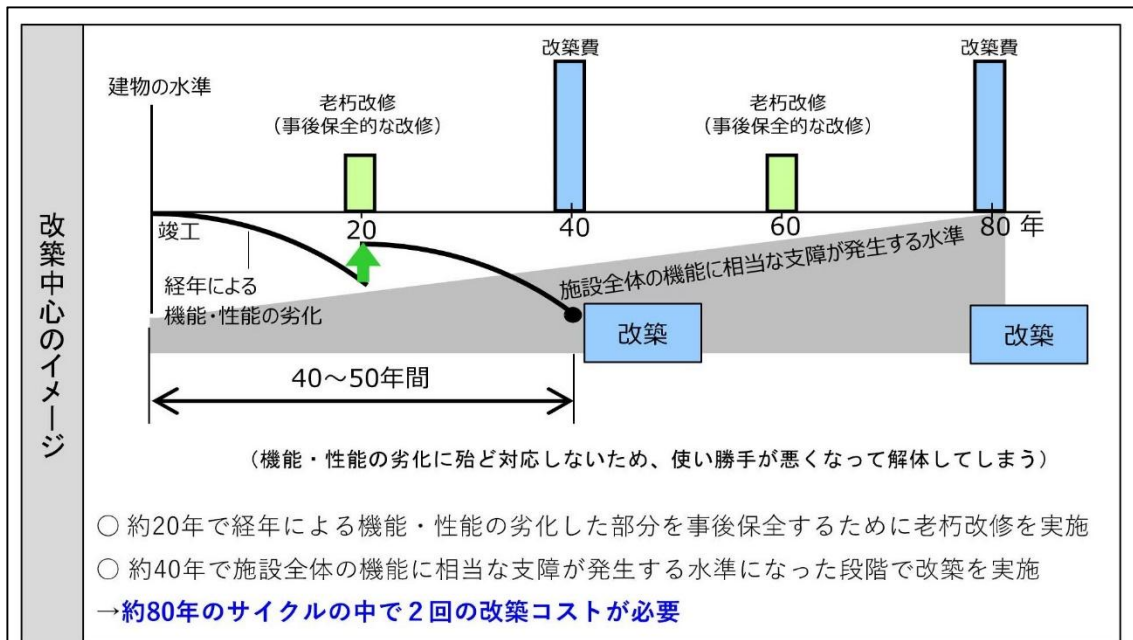
※改築を中心とした、従来型の修繕・改修を続けていった場合（概ね建築後60年が経過したもののは改築/新築の対象とする）の試算とする。

※令和7年から令和32年までの26年間で、合計1,534億円（改築・新築等：1,040億円、ランニングコスト：494億円）。

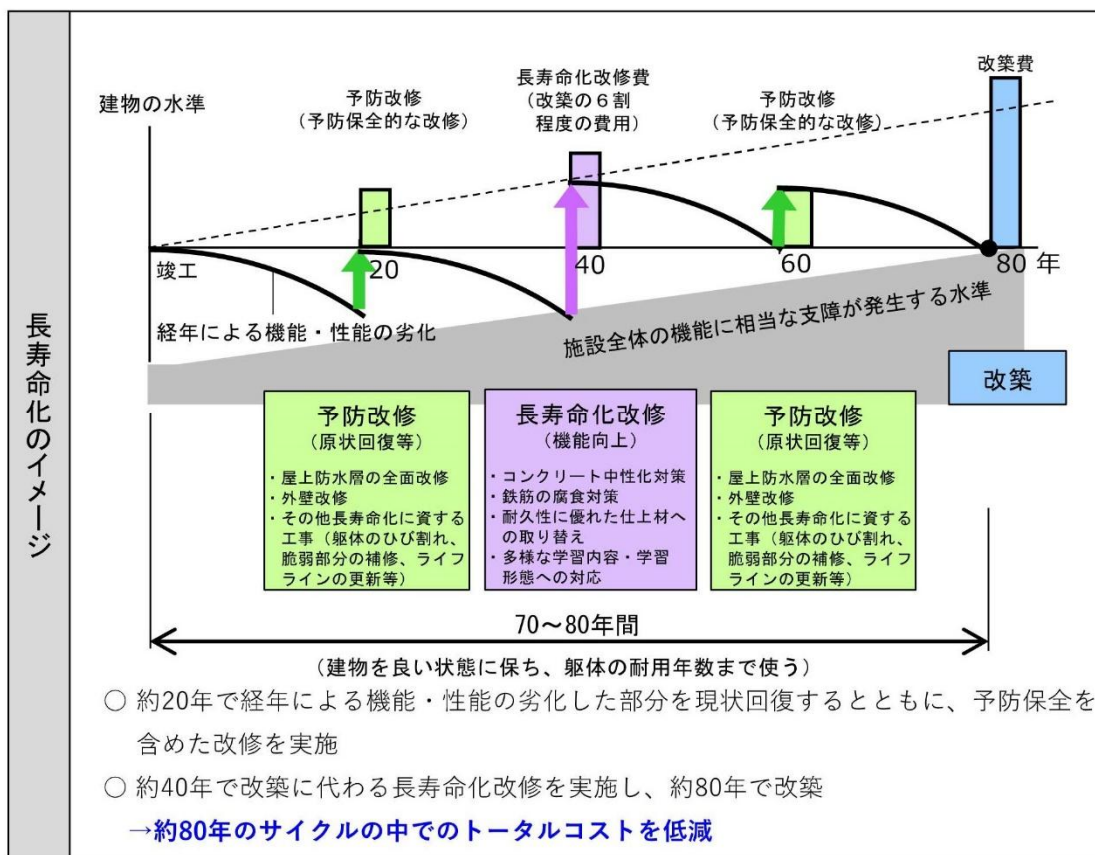
※ランニングコスト：施設や設備を運営していくために必要な運営経費の総称を指します。

※施設整備に関する建築工事用語等の定義は、下記のとおりです。

新築	現在学校ではない土地に、新たに学校を建築するもの
改築	老朽化により構造上危険な状態にあたり、教育上、著しく不適当な状態にあたりする既存の建物を「建て替える」もの
長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げるもの
大規模改修	経年劣化した建物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図るもの



長寿命化改修への転換



長寿命化のイメージに示す目標耐用年数等は一例であり、各教育委員会の実情に応じて設定することができる。

図8：改築中心から長寿命化への転換イメージ

※文科省「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」より抜粋。
 ※図中の目標耐用年数等は一例であり、各教育委員会の実情に応じて設定することができる。

なお、適正規模・適正配置を進める中で、再編統合を伴う適正配置を行った場合、必ず廃校施設が生じることとなりますので、廃校となった学校の校舎や運動場は廃校施設等として、その後の取り扱いを検討することとなります。

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、「廃校施設等の利用については、学校に代わる地域コミュニティのための施設として活用する観点からも、まちづくりの総合戦略の一環として、その在り方を積極的に検討することが期待されます」とされています。

しかし、第2章に示したように、本市の小中学校の多くは老朽化が進行しており、何らかの形で利活用する場合のほとんどの施設が改修を要することとなります。また、学校からの用途変更に伴う改修等にも多額の費用が生じることから、利活用を検討する場合は、個々の施設の健全度や利活用の需要等の要素を十分に考慮することとし、施設の状態等を考慮すると利活用が困難であると判断された場合には、解体も含めた検討を行うこととします。

第5章 適正規模・適正配置

1 適正規模の考え方

(1) 国の基準と本市の小中学校の現状

小学校の学校規模の標準は、学校教育法施行規則第41条の規定により「12学級以上18学級以下」と設定されています。また、中学校は同規則第79条の規定により小学校の基準を準用するとされていることから、小学校と同様に「12学級以上18学級以下」を標準として設定されています。

一般的にはこの法令に基づく標準をもって「国の示す標準規模」とされます。ただし、同法41条中の規定では、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りではないとされており、各自治体の現状を踏まえ、それぞれに設定することが可能となっています。実際には上記の規定や地域ごとの事情など、様々な要素を考慮し、自治体ごとの「適正」な規模基準を設定しているものです。

本市においては、従前から国の標準規模基準に基づき、標準規模よりも学級数が少ない学校を小規模校（複式学級が生じた学校は過小規模校）、大きい学校を大規模校として分類しています。この分類に照らすと、小学校は古巻小・豊秋小以外の12校が小規模校、中学校は全校が小規模校に該当する状況です。

また、第2章に記載したとおり、今後本市の児童生徒数の減少が進んでいくことを考慮すると、学校の小規模化も更に進行していくと考えられます。

表6：学校規模基準と渋川市立小中学校の現状（令和7年度）

学校規模	学級数	学校名	児童数	学級数
過小規模校	1学級～5学級	小野上小	16	3
		伊香保小	34	4
小規模校	6学級～11学級	津久田小	94	6
		渋川西小	99	6
		橘北小	111	6
		金島小	136	6
		渋川南小	144	6
		三原田小	178	7
		中郷小	188	7
		橘小	196	8
		長尾小	272	11
		渋川北小	318	11
標準規模校	12学級～18学級	豊秋小	382	13
大規模校	19学級～30学級	古巻小	624	21

表7：学校規模基準と渋川市立中学校の現状（令和7年度）

学校規模	学級数	学校名	生徒数	学級数
過小規模校	1学級～2学級	該当なし	—	—
小規模校	3学級～5学級	伊香保中	32	3
		赤城北中	61	3
		金島中	91	4
		赤城南中	105	5
	6学級～11学級	北橋中	209	7
		渋川北中	249	8
		古巻中	279	9
		渋川中	281	10
	子持中	304	10	
標準規模校	12学級～18学級	該当なし	—	—
大規模校	19学級～30学級	該当なし	—	—

※児童生徒数、学級数は学校教育課集計資料（令和7年度小・中学校児童生徒数一覧表）による。

なお、データの時点は令和7年5月1日時点とする。

※児童生徒数は通常学級在籍者及び特別支援学級在籍者の合計とする。

※学級数は通常学級数とする。

（2）学校規模によるメリット・デメリット

実際の小中学校の学校運営において、教育活動の展開の可能性や児童生徒の学校生活、学校運営などは、児童生徒数や学級数などにより様々な影響を受けることとなります。

大規模校、小規模校には、それぞれにメリット・デメリットがあると言われており、ここでは、学習面、生活面、運営面の3つの視点から整理を行い、一般に言われる学校規模によるメリット・デメリットを整理しました。

前号でも示したとおり、本市においては現時点で大部分の小中学校が小規模校であり、今後小規模化が更に進行していくことが予想されることから、小規模化によるデメリットが学校において既に生じていたり、あるいは今後生じたりすることが考えられます。このため、こうしたデメリットへの対応や、メリットの活かし方について、様々な視点、立場からの検討を行う必要があります。

表8：学校規模の小規模化によるメリット・デメリットの例

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細かな指導を行いやすい 学校行事などで児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の固定化による切磋琢磨の機会減少、多様な見方や考え方が出にくい 単学級の場合、学級間での相互啓発がなされにくい
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい 全校の一体感向上や、異学年間の交流が促進される 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係が固定化しやすい 切磋琢磨の機会が少ない 組織的な体制が組みにくく、指導方法が制約される
運営面	<ul style="list-style-type: none"> 教職員間の意思疎通が図りやすく、相互連携が密になりやすい 校外活動実施時の制約が少ない 学校全体での一体感をもちやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員数が少なくなるため、バランスの取れた配置が行いにくい 教職員同士での研究、協力、切磋琢磨が行いにくい

表9：学校規模の大規模化によるメリット・デメリットの例

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 切磋琢磨することを通じて、資質や能力を更に伸ばしやすい 学校行事での活気が生じやすい 多様な学習、指導形態をとりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい 児童生徒一人ひとりの個別活動機会が少なくなりやすい
生活面	<ul style="list-style-type: none"> クラス替え等により、多様な人間関係構築や集団形成が図られやすい 切磋琢磨等を通じて、社会性や協調性等を育みやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒相互の人間関係が希薄になりやすい 学年内、学年間の交流が不十分になりやすい
運営面	<ul style="list-style-type: none"> 教員数がある程度確保できるため、バランスの取れた配置がしやすい 学年別、教科別の教職員同士での相談、協力、切磋琢磨が行いやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員相互の連絡調整が図りにくい 校外行事の実施や施設利用において、制約が生じやすい

※表9、表10は中教審初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会〔第8回：H20.12.2〕の内容を参考に事務局にて作成

(3) 本市における小中学校の適正規模基準

学校規模の検討に際しては、前述のとおり法令により標準規模が設定されていますが、本市における適正な学校規模を検討するにあたっては、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計等の観点も併せて総合的な検討を行うことが求められています。

本市においては、上記観点を踏まえた学校規模に係る検討を行い、あるべき学校における「適正規模」の基準を下記のとおり設定しました。将来にわたって児童生徒により良い学びを提供し続けられる学校を維持していくため、原則として設定した基準に基づく市内小中学校の適正規模化を推進していくこととします。

【小学校】

1学級当たり児童数	概ね20～35人以下（1・2学年は30人以下）
1学年当たり学級数	2～3学級（1校当たり12～18学級）

【中学校】

1学級当たり生徒数	概ね20～35人以下
1学年当たり学級数	3～5学級（1校当たり9～15学級）

1学級当たりの児童生徒数については、国や県の基準を考慮しなければ、個々の児童生徒に目が行き届きやすく、個別最適かつ協働的な学びの充実に資すること、また、学級内での諸活動に必要な人数を確保できるという観点から、小学校・中学校共に概ね20～30人程度が望ましいと考えます。しかし、この規模は国や県の基準よりも更に少人数となることから、市単独での教職員の加配が必要となるため、人件費等の予算が必要となります。このため、適正規模における1学級あたりの児童生徒数は、国や県の学級編制に基づき、小学校1・2学年は30人以下、小学校3～6学年及び中学校1～3学年は35人以下としています。

1学年当たりの学級数については、小学校は1学年当たり2～3学級、中学校は1学年当たり3～5学級が望ましいと考えます。これは、本市の基本的な教育の方向性や今後重要性が高まる要素、教員アンケート結果を考慮すると、クラス替えの実施による人間関係の流動性向上、コミュニケーション能力（社会性）の醸成、複数学級の存在による行事や学習面での切磋琢磨の機会確保、指導体制の組みやすさや教職員間での協力体制確保などの学校運営のしやすさ等が重要であるとの観点から設定したものであり、国の示す標準規模の基準にも準拠したものとなっています。

小学校は、複数学級の編制が可能となる「1学年当たり2～3学級」を目安としています（1校当たり18学級を概ね適正規模の上限と考えます）。

中学校も基本的には小学校と同様の考え方をしていますが、中学校は生徒が思

春期に入って情緒面で様々な葛藤が生まれる時期であり、生徒指導に関して様々な課題が表出しやすいとされることから、クラス替えによる人間関係の流動性をより高める必要があります。また、授業の一環で複数学級による合同授業を実施することもあり、学校運営の観点からも、小学校よりも学級数が多いことが望ましいと考えられることから「1学年当たり3～5学級」を目安としています。

なお、適正規模をこどもの視点で考えた場合、こどもの特性は一人ひとり異なることから、「こどもにとっての適正規模」もそれぞれ異なると考えられますが、ここでは本市の適正規模・適正配置の検討を行うにあたっての包括的な基準を設定する観点から、こどもの視点も踏まえつつ、学習面・生活面・運営面などを考慮した一定の基準を設定することとしています。

【参考】市内小中学校教員アンケートの結果

基本方針において小中学校の適正規模基準を設定するにあたり、児童生徒にとってより良い教育活動や学校生活、教職員にとって働きやすい環境を実現するためには、学校規模、学級規模はどのくらいが望ましいか、実際の教育現場の意見を統計的に把握するため、教員アンケートを実施しました。

調査の結果、1学級あたりの望ましい児童生徒数は、小学校は21～25人程度が最も多く、次いで16～20人程度が多く見られました。中学校は21人～25人程度が最も多く、次いで26～30人程度が多く見られました。

また、1校あたりの学級数については、小学校は1学年当たり2学級・3学級が多く、中学校は1学年当たり3学級・4学級が多い結果となりました。

本市のあるべき教育や学校を実現していくためには、児童生徒の視点に加え、教育活動のしやすさや学校運営面など、教育現場からの意見も重要であると考えます。このことから、基本方針における適正規模基準については、本アンケートの結果も踏まえたものとしています。

※アンケート調査概要

番号	区分	内容	
1	調査目的	小中学校の適正規模基準について、教育現場の教職員の意見を参照し、教育現場の実態に即したものとすること。	
2	調査期間	令和7年12月1日（月）～12月12日（金）	
3	調査方法	L o g o フォームを用いたオンライン回答	
4	調査対象	市内小中学校勤務の管理職及び県費教諭（栄養教諭除く）	
5	回答率等	小学校	回答者：167人/対象者数229人（回答率72.9%）
		中学校	回答者：113人/対象者数164人（回答率68.9%）
		全 体	回答者：280人/対象者数393人（回答率71.2%）

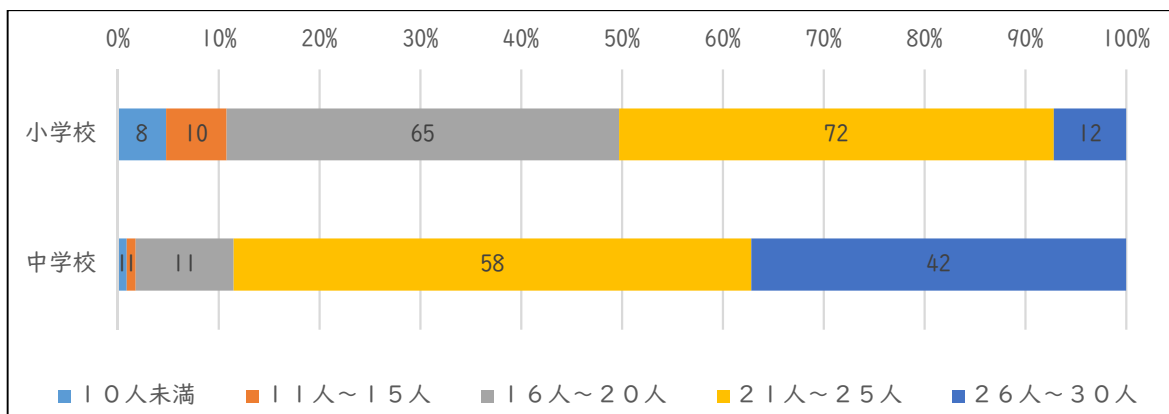


図9：教員アンケート「1学級あたりの児童数・生徒数について、どの程度が望ましいと考えるか」に対する回答結果

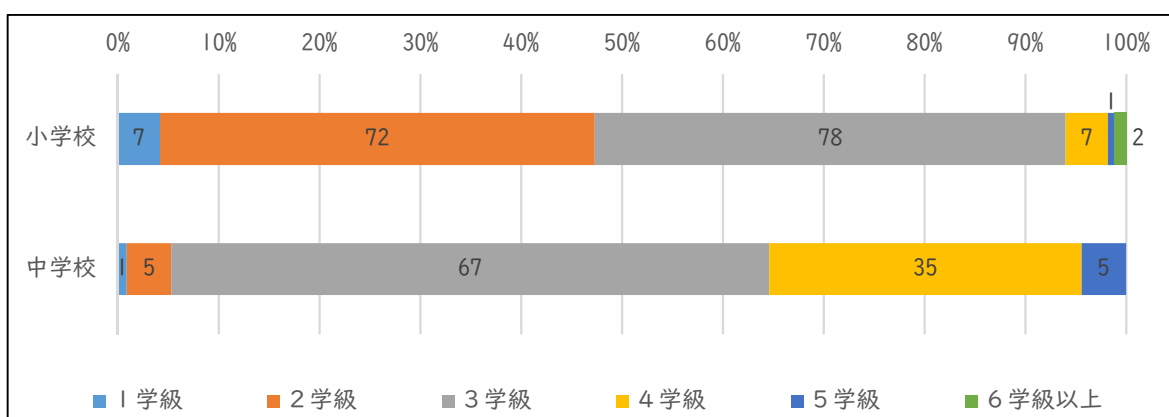


図10：教員アンケート「1学年あたり学級数について、どの程度が望ましいと考えるか」に係る回答結果

【参考】「ぐんま教育ビジョン実現プロジェクト」

群馬県の取組で、令和6年4月より計画期間が開始された「群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）」の実現・達成に向けた指導体制を確立するためのプロジェクトです。

従前の「ニューノーマルGUNMA CLASS PJ」による少人数学級編制は継続しつつ、学校の創意工夫による教育活動の推進を図るもので、少人数学級編制が可能な教職員定数を配置した上で、学校ごとに「少人数学級編制」又は「弾力的学級編制」のいずれかを選択することができます。

弾力的学級編制とは、複数の教員が一つの授業で指導することにより、こどもたちが互いに関わり合ったり、自己決定場面を増加させたりするなど、主体的な学びの推進を図るものです。また、複数の教員がこどもたちに目を配ることで、異なる視点でこどもたちの変化に気づいたり、こどもたちが様々な教員に質問や相談ができたことなどにより、一人ひとりに応じた支援が可能となります。

具体的には、小学校第1・2学年においては、30人以下の学級が編制できる

ように定数を配置し、「少人数学級編制」または「弾力的学級編制」を選択します。また、中学校第1～3学年において、35人以下の学級が編制できるように定数を配置し、「少人数学級編制」または「弾力的学級編制」を選択します。

なお、このプロジェクトにより学級編制が可能な学年は、小学校第1・2学年及び中学校第1～3学年となります。

【参考】市全体での学校数の適正規模

1校当たりの適正規模については本項にて示したとおりですが、市全体での適正規模（学校数）については、示した規模基準も含め、様々な要素を踏まえた多角的な視点に基づく検討を要します。このため、各学校において前項で示した適正な学校規模の実現が図れることを前提としながらも、多様な視点ごとに検討された規模感を目安として、市全体としての適正な学校規模を考えていく必要があります。

例えば、児童生徒数の将来推計では、本市の児童生徒数は令和32年には小学生が1,410人程度、中学生が780人程度になることが見込まれています。立地等の様々な条件を考慮せず、単に児童生徒数の推計値と1校当たりの適正規模基準のみに基づいて市全体の適正な学校数を考えると、令和32（2050）年時点で、小学校は3～6校、中学校は2～4校程度が目安になると考えられます。

同様に、単に第4章4（1）で示した財政的な視点のみに基づいた場合、ソフト・ハード両面において十分な教育環境整備を行っていく前提で適正な学校数を考えると、小学校・中学校を合わせて7～8校程度が目安となることが考えられます。これは、施設の老朽化への対応や、新しい時代の学びに対する教育投資などの増加が見込まれることを踏まえ、財政的な持続可能性を考慮したものです。

ここで示した目安はあくまでも参考値であり、記載された規模そのものを目標として目指すものではありませんが、今後の適正規模・適正配置の検討では、このような多様な視点ごとの目安も参照しながら、児童生徒の教育環境をよりよくするため、市全体としての適正規模・適正配置を考えていくこととします。

（4）適正規模の範囲に近づけるための対応策

学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をよりよくする目的で実施するものであることから、具体的な推進方法については、適正化の目的や第4章に示した視点等を勘案しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づきながら、適正規模化に資する手法か否かを判断していくこととします。

一般的には、小中学校の適正規模化を図るための手段としては、主に学校同士の再編統合、学校選択制の導入、通学区域の見直しなどの方策が考えられますが、市内小中学校の大部分が小規模校又は過少規模校である状況を踏まえると、本市においては学校同士の再編統合も有力な手法の一つであると考えられます。

なお、児童生徒が通学する学校は原則学校区に基づくこととなりますが、こども視点から考えると、一人ひとり適正な規模が異なると考えられるため、こどもや保護者がそれぞれの適正規模を選択できるような弾力的な制度運用や適正配置の検討も行うこととします。

◆小中一貫校（義務教育学校）の検討について

- ・適正規模・適正配置を推進していく中では、適正配置等と併せて小中一貫校（義務教育学校）の導入可能性について検討される場合があります。
- ・本市においては現在小中一貫校（義務教育学校）の導入実績はありませんが、中１ギャップへの対応や特色ある教育の実施、教職員の意識向上など、様々なメリットがあると言われており、適正規模・適正配置を考えていく中で、検討をしていく必要があると考えます。ただし、基本的には適正規模の推進が前提となるため、適正規模化を伴わない状態での小中一貫校（義務教育学校）導入は検討しないこととします。

表 10：適正規模の範囲に近づけるための方策の例

再編統合	既存学校を利用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置するもの
	新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備するもの
	分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割し、他の学校に統合するもの
学校選択制	自由選択制	市内全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	ブロック選択制	市内を複数のブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	隣接区域選択制	隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	特認校制	特定の学校について、通学区域に関係なく、浜川市内のどこからでも就学を認めるもの
	特定地域選択制	特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
通学区域の見直し	通学区域を見直すもの	
分校	本校から分離して設置されるもの	

2 適正配置の考え方

前述した適正規模の観点から現在の小中学校の現状を確認すると、多くの学校で適正規模よりも規模の小さい「小規模校」となっています。したがって、本市のあるべき学校を実現するためには、学校の再編統合等による適正配置を推進する必要があります。

具体的な学校の配置については地域や保護者等との協議を踏まえ、今後検討していくこととなりますが、それら適正配置の検討に際しては、あるべき学校の実現に向けた基本的な考え方を勘案し、下記のような方向性で進めていくこととします。

(1) 本市における小中学校の通学時間及び通学距離

通学にかかる時間や距離は、安全面・負担面などで、児童生徒に大きく影響するものです。国の基準では、徒歩や自転車による通学距離として「小学校で4 km以内、中学校で6 km以内」という基準を、おおよその距離の目安として例示しています。また、スクールバス利用の場合については、上記基準を大きく上回る場合もあり、その際は「概ね1時間以内」を通学時間の目安としています。

しかし、地形や気候などを含め、通学する児童生徒を取り巻く状況は地域ごとに異なるため、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた基準を設定することが望ましいとされており、本市においても、地域の実情に即した基準を考えていくことが必要であると考えます。

本市においては、児童生徒の通学に伴う心身への影響を可能な限り低減したいことから、通学時間についての考え方を下記のとおり設定しました。

【小学校】

通学時間	概ね40分以内
------	---------

【中学校】

通学時間	概ね60分以内
------	---------

文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係わる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」によると、通学距離に関しては小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスの関係を調査した結果、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という範囲では、気象の影響が少ない場合はストレスの増加は認められなかったとされています。また、通学時間に関しては、小・中学校共に40分を超過すると児童生徒が通学に若干のストレスを感じる可能性が示唆されているものの、60分までの間では顕著な問題は見られず、国の示す目安に一定の妥当性が示されています。一方、本市は利根川・吾妻川などの河川による影響、起伏に富んだ地形など、都市部の自治体と比べ通学に関する制約が大きいいため、調査結果を踏まえながらも、負担軽減を図る必要があると考えます。

これらを総合的に考慮し、適正配置検討時の通学距離基準を、通学時間が「小学校は40分以内」「中学校は60分以内」としました。

小学校については、小学生の体力等の発達状況、前述の調査結果及び地勢的な実情等を考慮し、40分以内という基準を設定したものです。また、中学校については、小学校よりも心身の成長が見込まれること、卒業後の高校進学等により通学時間が長くなる可能性もあること等の理由により、概ね60分以内という国の示す目安を準用しています。

なお、現在本市においては、徒歩、自転車、通学バス等様々な通学手段により児童生徒は通学しています。また、地理的な要因を考慮すると、今後の適正配置により通学バスの利用が現在よりも増加する可能性が高く、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離を基準として設定することは、本市の実態にそぐわないと考えられます。このため、本指針においては、基本的には通学距離に関する基準は設けず、通学時間による基準を示すこととしています。

(2) 安全安心な通学方法の確保

学校の適正配置を進める中では、現在の学校区が大きく変化する可能性があります。これに伴い、通学経路や方法も変わることとなりますが、児童生徒が安全安心に通学できる条件整備は非常に重要です。通学路の安全対策や地域の事情に応じたきめ細かな対策を実施し、引き続き安全な通学環境を維持していくこととします。なお、通学手法についても、徒歩、自転車、通学バス等の様々な手法を、地域条件も考慮しながら検討していくこととします。

(3) まちづくり（地域）との整合

小中学校は、自治会をはじめとした様々な地域コミュニティの支援のもと運営されています。また、未来の渋川の担い手に必要な資質・能力を育成していくためには、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進が必要となるため、学校と地域との協働の重要性が今後ますます高まっていくと考えられます。

このため、学校の再編統合を含めた適正配置に際しては、地域に係る様々なコミュニティや活動との関係に配慮するとともに、市のまちづくり全体としての「地域」の考え方との整合性を図りながら推進していくこととします。

(4) 対話による納得感の醸成

小中学校は、第一義的には児童生徒の教育のためのものですが、同時に保護者、教職員、地域住民など、学校に関わる様々な人たちにとっての「居場所」であるべきと考えます。あるべき学校像の実現のためには、そういった人たちが、適正配置の方策についても十分に納得した上で決めていく必要があると考えます。

このため、適正配置に係る検討に際しては、学校に関わる様々な人たちと十分に対話を行い、様々な意見を踏まえながら、推進していくこととします。

第6章 今後の方向性

1 実現に向けた方策

基本方針には、本市における未々の学校づくりを推進していくための基本的な考え方を示すとともに、今後の具体的な検討を進めるにあたっての前提条件や考慮すべき視点を記載しました。

今後は、基本方針をもとに、地域や保護者等の様々な関係者との対話を経て、具体的な学校配置の方向性を示す「渋川市立小中学校適正配置基本計画（以下「基本計画」という。）」の策定と、それに基づく学校施設整備の方針を定める「渋川市学校施設の長寿命化計画」の改訂を行い、より良い学校づくりを推進していくこととします。

2 基本計画の内容

基本計画は、学校配置の将来像とそれに向かうための具体的な方策（再編統合を含む）、将来的な学校施設整備の方向性などを整理するもので、具体的には、再編統合を行う場合の統合校や統合先、時期等が考えられます。この計画に基づき、今後の具体的な適正配置等が推進されていくこととなります。

- ◆再編統合を伴う検討であり、検討結果は地域や保護者等も含め様々な関係者に影響を与えることから、検討と合意形成の過程では、説明会、懇談会、ワークショップ及びアンケート調査などの手法を用いる等、様々な形で関係者との十分な対話を実施することとします。
- ◆地区別検討は、現在の中学校の学区ごとの実施を基本としますが、配置を検討する際に他の学区との連動が必要となる場合が生じる可能性があることから、各学区相互の情報共有や連携を密に行うこととします。
- ◆検討に際しては、基本方針において示される前提条件や視点を勘案しますが、地域ごとに様々な特色があることを踏まえ、地域の実情に応じた内容としていく必要があります。

○基本計画の内容は、今後の本市の学校の在り方を決定づけるものであり、地域の在り方にも大きな影響があります。このため、計画策定は地域・保護者をはじめとした多様な関係者との丁寧な調整を行い、十分な納得感を得た上で推進していくこととします。

3 基本計画の策定手法と想定スケジュール

説明会や地区別の検討等、計画策定に係る作業は、基本方針策定後、速やかに実施していくこととします。令和8年度以降は、説明会等による情報共有を行うとともに、保護者・地域住民等の多様な関係者との対話の中で様々な意見を伺いながら、地域とともに学校の適正規模化の方策を検討していきます。地区ごとに適正配置の方策に関する合意形成が図られた後は、その内容を外部検討委員会の中で有識者等の意見を踏まえた全体調整を行い、最終的に基本計画として整理します。

基本計画策定後は、計画に基づき適正配置を順次進めていくこととなりますが、地域や保護者等との対話の中で、適正配置に向けた合意形成が早期に図られた場合は、計画策定を待たず、先行して再編統合等に着手することも考えられます。

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の検討及び策定（令和8年4月～） 長寿命化計画の改定に係る検討（令和8年4月～）
年 度	令和8年度
教育委員会	基本計画の検討及び策定
	長寿命化計画の検討準備
外部検討委員会	基本計画の検討
保護者・地域・関係者等	説明会・懇談会等
	ワークショップ、アンケート等
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 説明会、懇談会等は、令和7年度末に策定した基本方針の内容説明や、適正規模化に向けた各学校の具体的な適正配置の方策に係る対話を実施する。 ワークショップ、アンケート等は、児童生徒、保護者、地域関係者などを想定する。 基本計画策定後は、基本計画の内容に基づき順次適正配置を推進する。

図9：想定スケジュール

4 渋川市学校施設の長寿命化計画

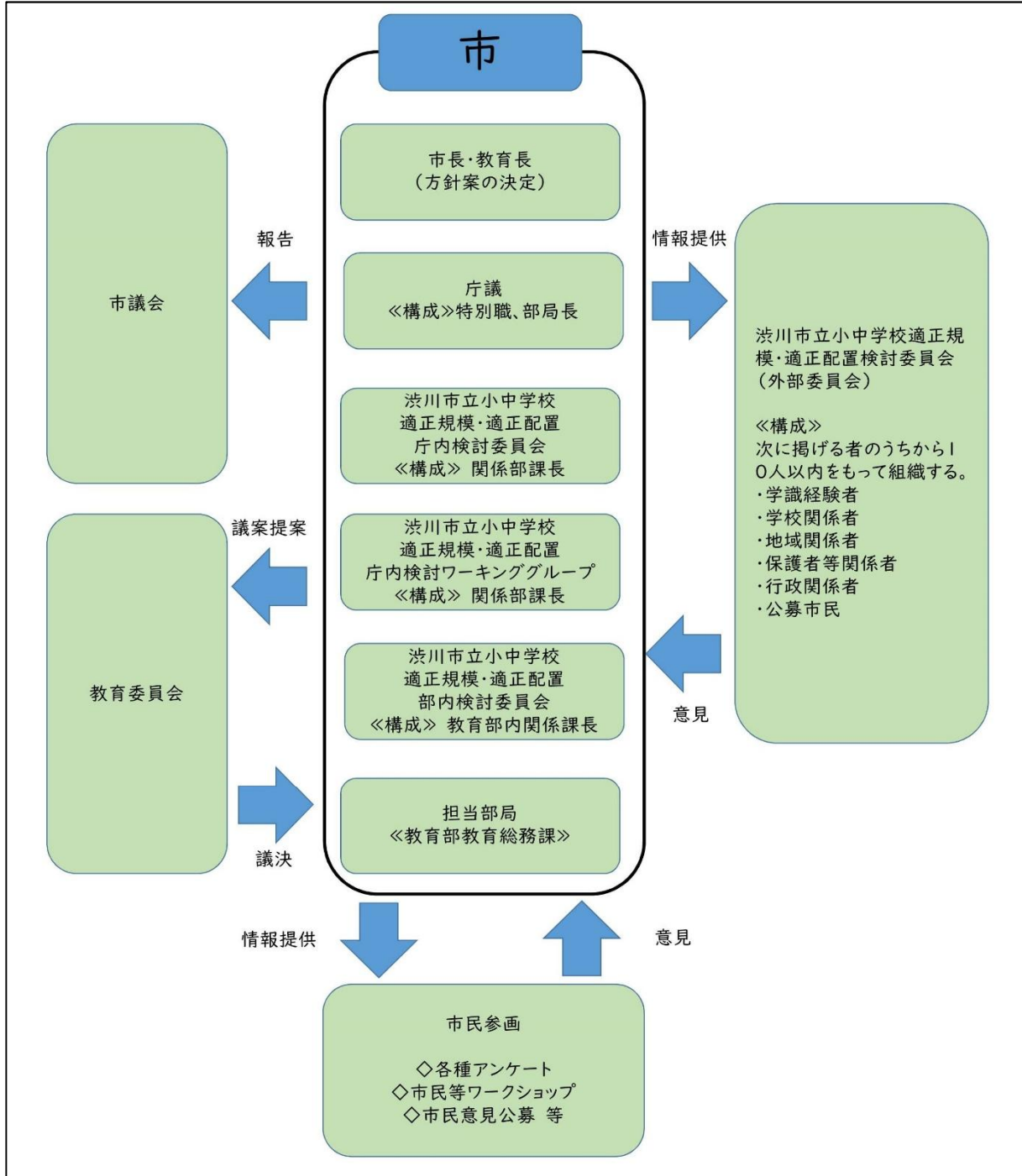
渋川市学校施設の長寿命化計画は、渋川市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画として位置づけられるもので、多額の費用が必要となる学校施設の維持に関して、財政負担の軽減・平準化を図りながら教育環境の改善を進めるための長期的な計画となっています。

施設整備の方向性については、適正配置の方向性と連動している必要があることから、基本計画の検討内容を勘案しつつ、並行して改定を行うこととします。

なお、適正配置における検討の中で、施設の機能等について様々な意見・要望が寄せられることが考えられます。長寿命化計画の改定に際しては、このような意見等を十分に勘案し、可能な限り計画に反映させていくこととします。

第7章 資料編

I 策定体制



2 策定経過

期日	取組経過（概要）
◆令和5年	
7月12日	・令和5年度第1回部内検討委員会
8月22日	・令和5年度第2回部内検討委員会
9月26日	・令和5年度第3回部内検討委員会
10月18日	・令和5年度第4回部内検討委員会
11月上旬 ～11月30日	・児童生徒及び保護者アンケート実施
11月29日	・令和5年度第5回部内検討委員会
◆令和6年	
1月19日	・令和5年度第6回部内検討委員会
2月 2日	・令和5年度第7回部内検討委員会
2月16日	・令和5年度第8回部内検討委員会
3月13日	・令和5年度第9回部内検討委員会
5月29日	・令和6年度第1回庁内検討委員会
6月27日 ～7月 3日	・令和6年度第1回分野別ワーキング （教育部会、地域部会、家庭部会、行財政部会）
7月16日 ～7月23日	・令和6年度第2回分野別ワーキング （教育部会、地域部会、家庭部会、行財政部会）
8月 6日	・令和6年度第2回庁内検討委員会
8月20日 ～8月28日	・令和6年度第3回分野別ワーキング （教育部会、地域部会、家庭部会、行財政部会（書面））
10月 2日 ～10月 9日	・令和6年度第4回分野別ワーキング （教育部会、地域部会、家庭部会、行財政部会）
11月14日	・令和6年度第3回庁内検討委員会

12月24日	・令和6年度第4回庁内検討委員会
◆令和7年	
2月20日	・令和7年2月定例教育委員会協議会 基本方針策定方針について
3月4日	・教育福祉常任委員会協議会 基本方針策定方針について
4月30日	・令和7年度第1回庁内検討委員会
6月9日	・令和7年度第1回渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会
7月4日 ～7月14日	・令和7年度第2回庁内検討委員会（書面開催）
7月26日	・こども・若者意見交換会（ワークショップ）「しぶかわキッズオピニオン」実施
8月22日	・令和7年度第2回渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会
9月10日	・令和7年度第3回庁内検討委員会
10月23日	・令和7年度第3回渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会
11月20日	・令和7年11月定例教育委員会協議会 基本方針（案）について
12月1日 ～12月12日	・教員アンケート実施
12月8日	・教育福祉常任委員会協議会 基本方針（案）について
12月9日 ～1月7日	・市民意見公募実施 意見公募結果3人（個人1人）
12月12日	・令和7年度第4回庁内検討委員
◆令和8年	
1月23日	・令和7年度第4回渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会
2月19日	・令和8年2月定例教育委員会 基本方針議決
3月16日	・市議会全員協議会 基本方針について

3 渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における小学校及び中学校の望ましい規模及び配置等について検討し、より良い教育環境をつくるため、渋川市立小中学校適正規模・配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) 小中学校の適正規模・適正配置基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他小中学校適正規模・適正配置に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が認めた委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域住民等を代表する者
- (4) 保護者等を代表する者
- (5) 行政関係者
- (6) 公募による者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をされることを妨げない。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

4 渋川市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会名簿

番号	区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者	◎ 吉原 美那子	高崎経済大学地域政策学部	
2	学識経験者	○ 大島 みずき	群馬大学共同教育学部	
3	教育関係者	青木 三保	橘小学校	渋川市小学校長会長
4	教育関係者	高橋 充	渋川中学校	渋川市中学校長会長
5	地域関係者	柴崎 博之	渋川市自治会連合会	
6	保護者関係者	勝田 智美	渋川市小中学校PTA連絡協議会	
7	保護者関係者	萩原 侑希	渋川市公立保育所・こども園保護者会連合会	
8	公募委員	池田 信明	公募	

◎：委員長 ○：副委員長

5 渋川市立小中学校適正規模・適正配置庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における小学校及び中学校の望ましい規模及び配置等について検討し、より良い教育環境をつくるため、渋川市立小中学校適正規模・適正配置庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置基本方針の策定に関する事。
- (2) 小中学校の適正規模・適正配置に向けた具体的な方策に関する事。
- (3) その他小中学校適正規模・適正配置に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、教育部長をもって充て、副委員長は教育総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ等)

第6条 第2条に規定する事項を効果的に推進するため、必要に応じて委員会にワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

別表

教育部長
総合戦略部政策戦略課長

総合戦略部財政課長
総務部財産活用課長
情報防災部危機管理室長
市民環境部市民協働推進課長
福祉部高齢者安心課長
育都推進部こども政策課長
育都推進部こども支援課長
建設交通部都市政策課長
建設交通部交通政策課長
教育部教育総務課長
教育部学校教育課長
教育部生涯学習課長
教育部中央公民館長

6 渋川市立小中学校適正規模・適正配置庁内検討委員会名簿

番号	部	職名	氏名	区分
1	教育部	◎ 教育部長	斉藤 章吉	主担当部長(R6)
			西脇 正悟	主担当部長(R7)
2	総合戦略部	政策戦略課長	小野 篤史	政策担当課長
3	総合戦略部	財政課長	荒井 啓充	財務担当課長
4	総務部	財産活用課長	齋藤 隆道	施設統括担当課長
5	情報防災部	危機管理室長	佐藤 昭代	防災担当課長(R6)
			小杉 早苗	防災担当課長(R7)
6	市民環境部	市民協働推進課長	小野 宏仲	地域コミュニティ担当課長
7	福祉部	高齢者安心課長	永井 博之	高齢福祉担当課長(R6)
			福島 敬	高齢福祉担当課長(R7)
8	育都推進部	こども政策課長	松下 恵子	こども政策担当課長(R6)
			星野美和子	こども政策担当課長(R7)
9	育都推進部	こども支援課長	野中 文子	保育・学童担当課長
10	建設交通部	都市政策課長	松田 忠義	まちづくり担当課長
11	建設交通部	交通政策課長	柴田 宏	公共交通担当課長(R6)
			林 明美	公共交通担当課長(R7)
12	教育部	○ 教育総務課長	西島 薫	主担当課長
13	教育部	学校教育課長	飯塚 寿夫	学校教育担当課長(R6)
			金子 芳之	学校教育担当課長(R7)
14	教育部	生涯学習課長	照井 智子	社会教育担当課長
15	教育部	中央公民館長	須田 佳匡	公民館担当課長

◎：委員長 ○：副委員長